

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通 省関係省令の整備等に関する省令（案）概要

（船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年運輸省令第1号。以下「船員均等法施行規則」という。）及び船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年運輸省令第36号。以下「船員育児・介護休業法施行規則」という。）の一部改正）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号。以下「改正法」という。）により、育児・介護休業法では育児休業及び介護休業の取得要件の緩和等、男女雇用機会均等法では妊娠・出産・育児期を通じた事業主への雇用管理上の措置の義務付け等が規定される。今般、上記改正法が平成29年1月1日から施行されることに伴い、船員均等法規則及び船員育児・介護休業法施行規則について所要の規定の整備を行う。

1. 船員育児・介護休業法施行規則の改正

●育児休業・介護休業に係る制度の見直し関係

（1）育児休業の対象となる子の範囲の拡大

養子縁組が予定されている者に準ずる者として育児休業の対象となる者は、養子縁組によって養親となることを希望したが実親から同意が得られなかったため養子縁組ができなかった船員に養育されている者とする。

（2）介護休業の対象となる家族の要件の緩和

祖父母、兄弟姉妹又は孫について、船員が同居し、かつ扶養している場合以外であっても介護休業の対象とする。

（3）子の看護休暇及び介護休暇に関する事項

改正法により、子の看護休暇及び介護休暇が1日未満の単位で取得できるようになることに伴い、次のことを定める。

- ① 1日未満の取得単位を半日（労使協定で別に定める場合にはその時間数）とすること。
- ② 所定労働時間が短いため、1日未満の単位での子の看護休暇及び介護休暇の取得の対象とならない船員は、1日の所定労働時間が4時間以下の船員とする。

◆育児休業等を取得する労働者等の就業環境の整備関係

（4）雇用管理上の措置の対象となる事項

事業者が、職場における言動により、船員の就業環境が害されることを防ぐために、必要な体制の整備等、雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととなるのは、以下の制度等の利用に関する言動等とする。

- ・ 育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度及び介護休暇制度
- ・ 育児又は介護のための深夜業の制限の制度
- ・ 育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置
- ・ 育児休業に関する制度に準ずる措置又は短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置

2. 船員均等法施行規則の改正

◆妊娠した労働者等の就業環境の整備関係

事業主が、職場における言動により、船員の就業環境が害されることを防ぐために、必要な体制の整備等雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととなるのは、以下の妊娠、出産等に関する言動等とする。

- ・ 妊娠又は出産したこと。
- ・ 健康診査受診のための時間確保等妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置を受けたこと。
- ・ 妊産婦の就業制限により、船内での作業に従事できず、若しくは従事しなかったこと。